

「第1回鳥栖市地域公共交通会議」

「第1回鳥栖市地域公共交通活性化協議会」合同会議 次第

平成20年5月27日 18:00

鳥栖市役所 3階大会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 委員委嘱状交付

4 議 事

- (1) 鳥栖市地域公共交通会議設置要綱制定の報告 **(資料1)**
- (2) 鳥栖市地域公共交通活性化協議会規約、事務局規程、財務規程の制定について
(資料2、資料3、資料4)
- (3) 議長の選出
- (4) 役員（副会長、監事）選出
- (5) 鳥栖市地域公共交通総合連携計画策定スケジュール（案）について **(資料5)**
- (6) 平成20年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会予算（案）について **(資料6)**
- (7) 鳥栖市公共交通総合連携計画の策定に向けて **(資料7)**

5 その他

6 閉 会

鳥栖市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 鳥栖市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市内の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから鳥栖市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 鳥栖市長
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (6) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会
- (7) 国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、公安委員会その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日以後最初の3月31日までとする。
ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

(役員を選任)

第6条 会長は、鳥栖市長をもって充てる。

2 副会長は、委員の中から互選によりこれを定める。

(役員職務)

第7条 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 交通会議の会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議の会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。
- 3 交通会議は、原則として公開とする。

4 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、資料の提出又は助言を求めることができる。

5 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(小委員会の設置)

第10条 交通会議は、第2条に掲げる協議事項について地域住民の意見を聴取するため、小委員会を設置することができる。

2 小委員会は住民・利用者等により組織する。

(事務局)

第11条 交通会議の事務局は、鳥栖市建設部都市整備課に設置する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる交通会議の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、鳥栖市長が招集する。

鳥栖市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、鳥栖市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所の位置）

第2条 協議会の事務所は、佐賀県鳥栖市宿町1118番地鳥栖市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2）連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- （3）連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

2 会長は、鳥栖市長をもって充てる。

（役員の数及び選任）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人
- （3）監事 2人

2 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日以後最初の3月31日までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。
- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、資料の提出又は助言等を求めることができる。
- 7 委員は、会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(小委員会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、地域住民又は地域公共交通の利用者の意見を反映するため、小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会は住民・利用者等により組織する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥栖市建設部都市整備課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年5月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、鳥栖市長が招集する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	国土交通省佐賀国道事務所鳥栖維持出張所
	佐賀県鳥栖土木事務所
	鳥栖市建設部
法第6条第2項第3号	鳥栖警察署
	住民・利用者等
	学識経験者
	公共交通事業の運転手
	佐賀県

鳥栖市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、鳥栖市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、鳥栖市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（組織）

第3条 事務局に事務局長と事務局員を置く。

- 2 事務局長は、鳥栖市建設部都市整備課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、鳥栖市建設部都市整備課道路・交通政策室の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要と認められる事項についてはこの限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）事務局の運営に必要な物品の購入に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、発送、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、鳥栖市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 公印の保管は、事務局長が行う。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年5月27日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
鳥栖市地域公共交通活性化協議会会長之印	鳥栖市地域公共交通活性化協議会	てん書	25×25	会長名をもって発する文書	1	事務局長

鳥栖市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、鳥栖市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、鳥栖市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定める。

（予算）

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、鳥栖市の負担金、他の団体等からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に要する経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要性が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会の承認を得なければならない。

2 歳出予算のうち、款及び項を超えた予算の流用、又は予備費の充用をするときは会長が決裁し、直近の協議会に報告しなければならない。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、鳥栖市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、規約第11条第3項に規定する事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、鳥栖市の例により行うものとする。

る。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、適正に出納管理を行わなければならない。

(1) 予算の差引簿

(2) その他予算の管理を行ううえで必要な帳簿等
(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、速やかに協議会の決算書を調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年5月27日から施行する。ただし、協議会が設置された年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に読み替えるものとする。

別表第1（第4条第1項関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

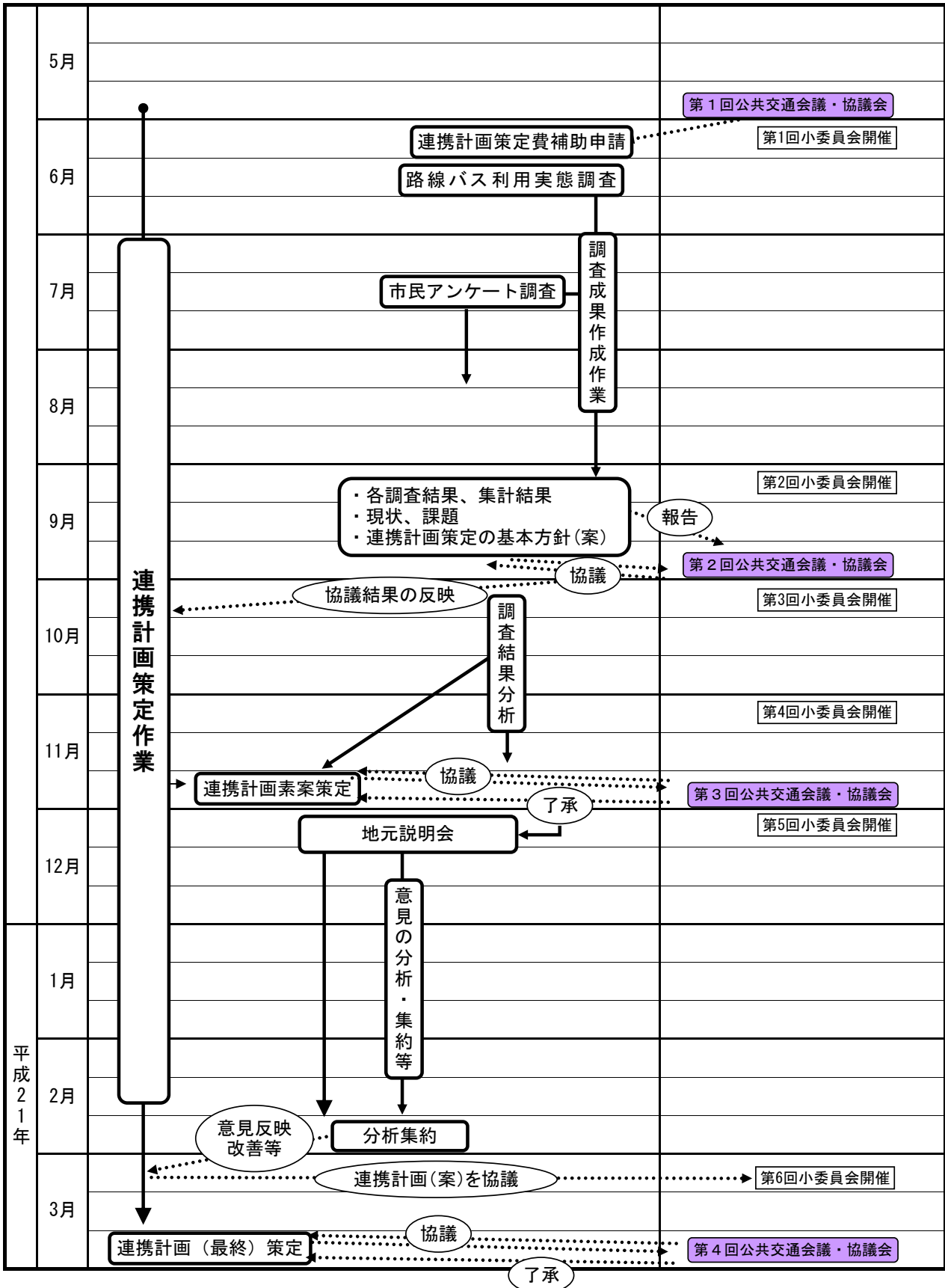
款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利息	1 預金利息
	2 雑入	1 雑入

別表第2（第4条第2項関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
	2 事業費補助	1 事業費補助
3 予備費	1 予備費	1 予備費

鳥栖市地域公共交通総合連携計画策定業務スケジュール（案）



資料 6

平成20年度鳥栖市地域公共交通活性化協議会収支予算(案)

1 歳入

単位：円

科目		予算額	
款項目			
2	補助金	5,500,000	
	1 補助金	5,500,000	
	1 補助金	5,500,000	国庫補助金
合 計		5,500,000	

2 歳出

単位：円

科目		予算額	
款項目			
2	事業費	5,500,000	
	2 事業費補助	5,500,000	
	1 事業費補助	5,500,000	鳥栖市公共交通総合連携計画策定
合 計		5,500,000	

鳥栖市地域公共交通総合連携計画 の策定に向けて

【目次】

1. 計画策定の背景	1
1-1. 鳥栖市の概況	1
1-2. 公共交通の現状と課題	2
(1) 路線バスの現状	2
(2) 路線バスが抱える課題	4
(3) その他の交通資源	5
1-3. 路線バスに対する市民の意識	6
2. 検討の方向性（案）	8
3. 既存バス利用実態調査	9
4. 市民アンケート調査	10

平成 20 年 5 月 27 日

鳥栖市

1. 計画策定の背景（鳥栖市の現状～公共交通見直しの問題提起）

1-1. 鳥栖市の概況

- ・ 佐賀県の東端に位置し、東西 8.2 k m、南北 9.0 k m。
- ・ J R、国道、高速自動車道の分岐点で、九州陸路交通の要衝となっている。
- ・ 市中心部の鳥栖駅周辺に人口や生活拠点が集積している。
- ・ 総人口 64,723 人（平成 17 年国勢調査）、高齢化率 1 8 %（全国 20.1%、県内 22.6%）。

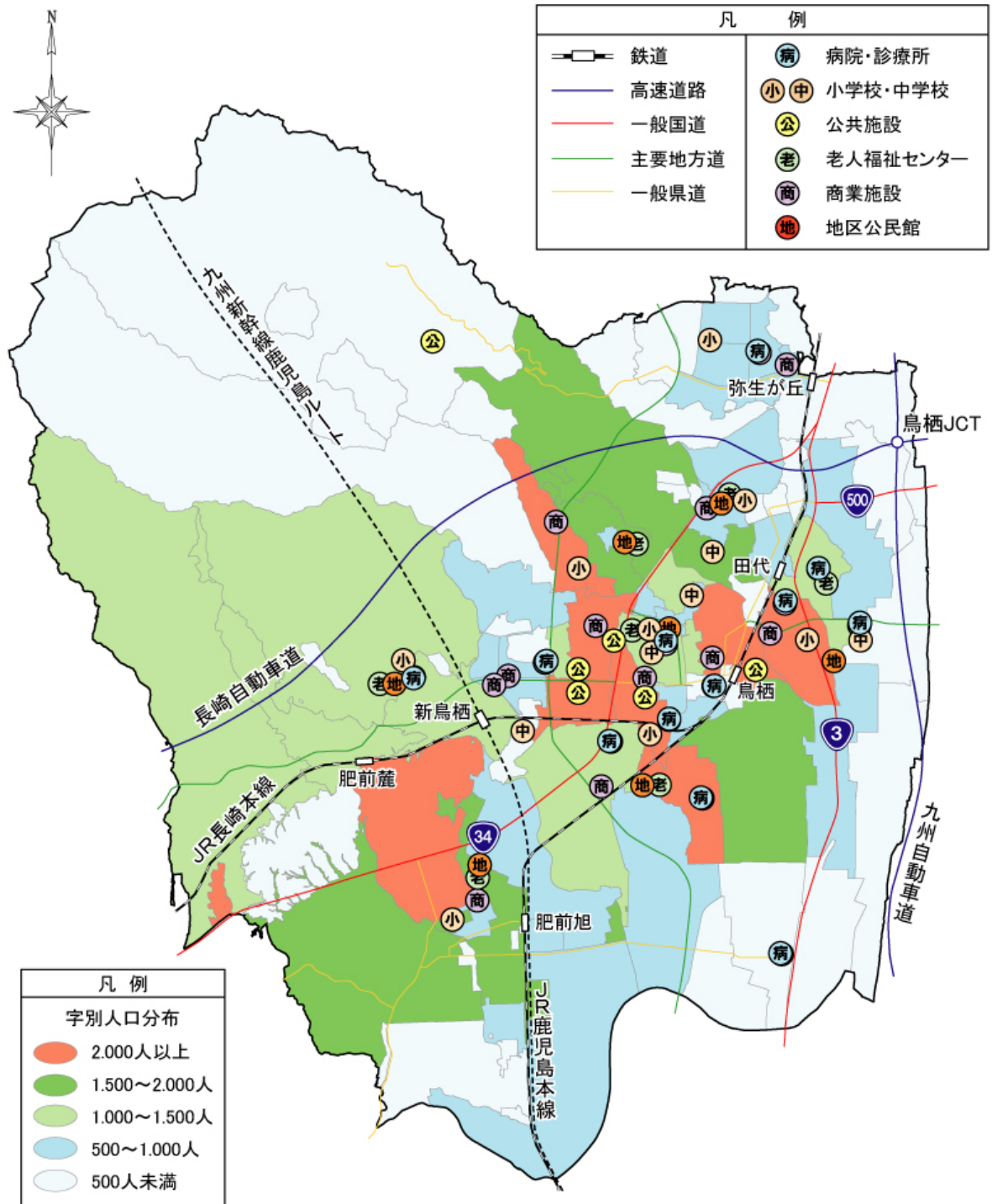


図1 鳥栖市の道路交通網

1-2. 公共交通の現状と課題

(1) 路線バスの現状

鳥栖市内の路線バスは、下図の通り広域路線3路線、市内路線3路線の計6路線が西鉄バス佐賀（株）により運行されている（表1）。全ての路線が西鉄営業所～鳥栖駅間を經由していることが特徴である（図2）。

表1 鳥栖市内の路線バス

路線名	系統別	便数			
		平日	土日祝		
市内線	河内線	鳥栖駅前～中学校前～河内（往復）	3	2	
		鳥栖駅前～中学校前～河内（往）	—	1	
		鳥栖駅前～市役所前～東橋（往復）	2	1	
		鳥栖駅前～市役所前～市民の森（往復）	5	5	
		鳥栖駅前→市民の森→河内（往）	1	1	
		鳥栖駅前～くすり博物館入口～鳥栖駅（東回り）	6	4	
	彌生が丘線	鳥栖駅前～永吉経由～鳥栖駅（西回り）	6	4	
		麓・小郡線	鳥栖駅前～麓駅前～下野南（往復）	3	2
			西鉄鳥栖～鳥栖駅前～西鉄小郡（往復）	6	1
		西鉄小郡～鳥栖駅前～西鉄鳥栖（往）	—	3	
		西鉄小郡～鳥栖駅前～西鉄鳥栖（復）	2	2	
		西部工業団地入口～鳥栖駅前～西鉄小郡（往復）	3	2	
		西部工業団地入口～鳥栖駅前～西鉄小郡（往）	3	1	
		西部工業団地入口～鳥栖駅前～西鉄小郡（復）	—	2	
		西部工業団地入口～鳥栖駅前（往復）	3	—	
鳥栖駅前～西部工業団地入口（往）		3	2		
鳥栖駅前～西部工業団地入口（復）	—	1			
鳥栖駅前～西鉄小郡（往復）	—	3			
広域路線	久留米～鳥栖線	JR久留米駅～久留米警察署～西鉄鳥栖（往復）	17	14	
	鳥栖～神埼線	鳥栖駅前～神埼駅通り（往復）	8	6	
		鳥栖駅前～目達原（往復）	10	8	
		鳥栖駅前～目達原（往）	2	1	
	綾部線	鳥栖駅前～目達原（復）	—	1	
鳥栖駅前～西鉄久留米（往復）		9	8		
		鳥栖駅前～西鉄久留米（復）	1	—	

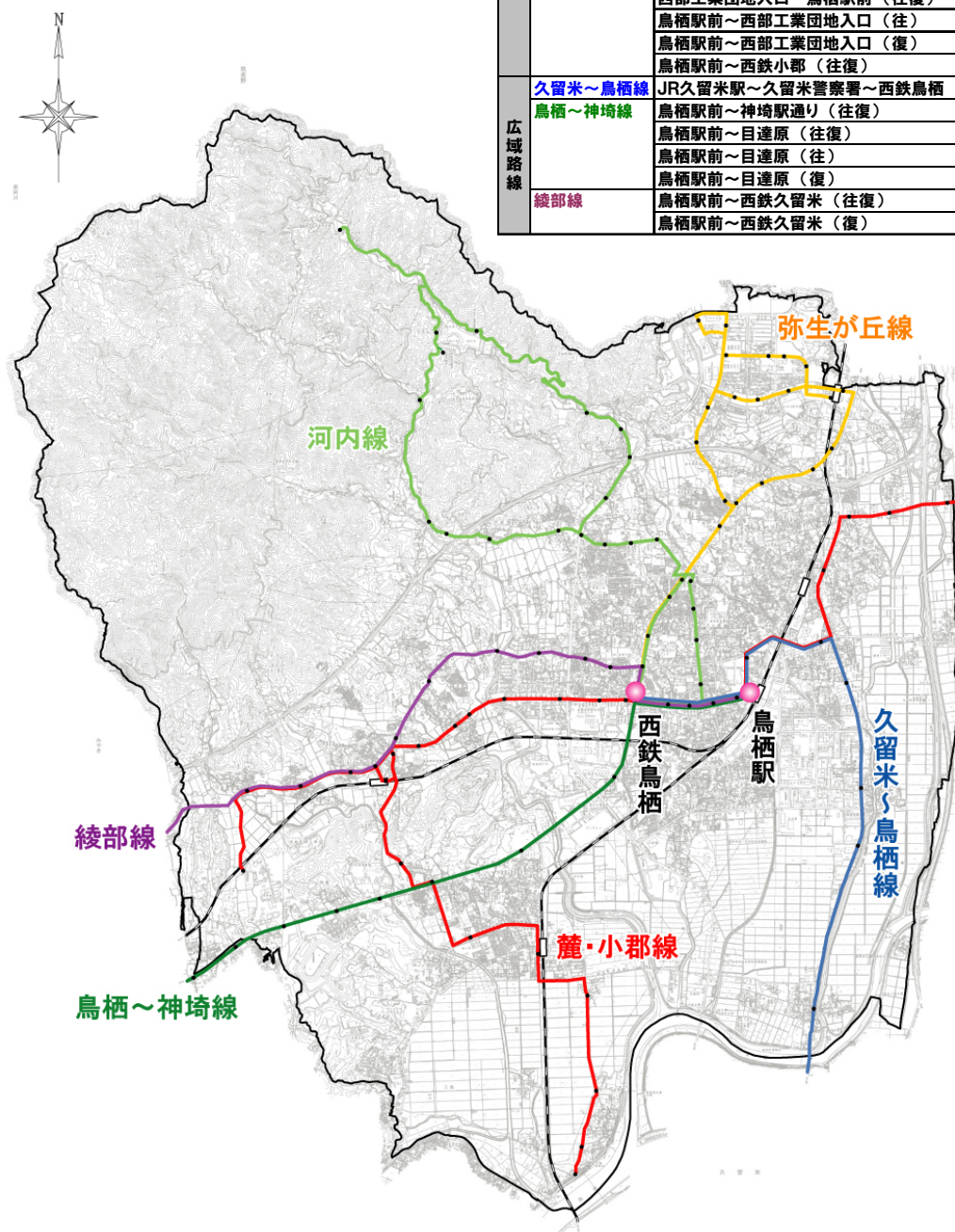


図2 鳥栖市のバス路線網

(2)路線バスが抱える課題

路線バスの利用にあたり不便な地域が存在

- ・バス停を無理なく使える距離の目安としての半径300m圏内からもれる地域が存在し、それは市中心部周辺にも存在する（図3）。
- ・学童輸送に対応するための路線バス運行区間は、登下校時間帯のみの運行となっており、事実上の交通空白地域となっている。

（河内線：河内町、麓・小郡線：下野町）

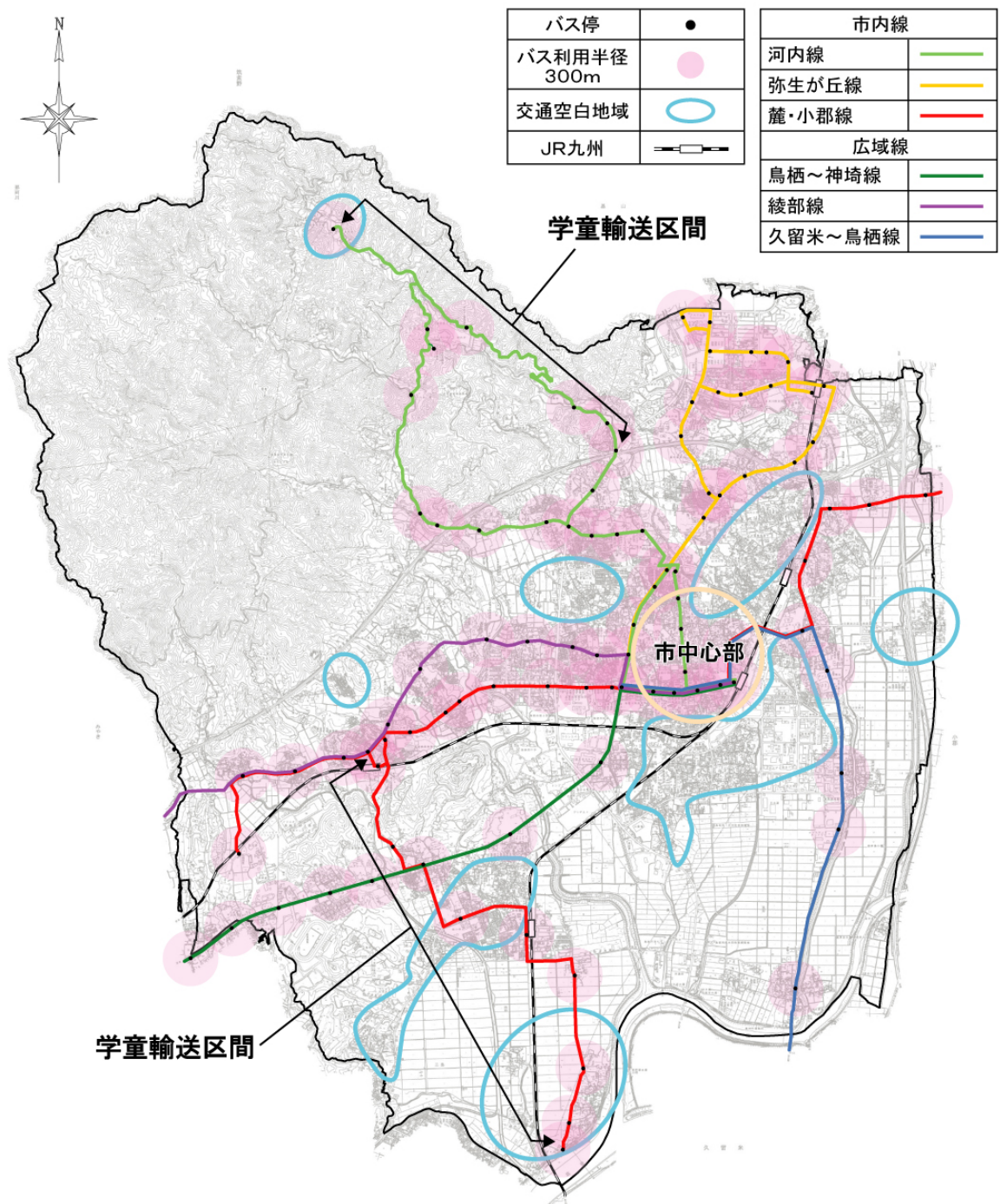


図3 公共交通の不便な地域

路線バス利用者数の減少

- ・路線バスの利用者数は年々減少傾向にあり、平成14年度から平成19年度の5年間で、市内線で27,178人、広域路線で61,404人、合計で88,582人と約17%減少している。

表2 市内線及び広域路線の乗車人数の推移

	平成14年度	平成19年度	増減	増減率
市内線	126,987	99,809	-27,178	-21%
広域路線	392,559	331,155	-61,404	-16%
合計	519,546	430,964	-88,582	-17%

資料：西鉄バス(前年10月～当年度9月までの集計)

路線バス利用者数の低迷に伴う財政負担の増大

平成14年度(42,079千円)→平成19年度(53,031千円) ※5年で10,952千円増加

- ・路線バス維持のために鳥栖市が負担する補助額は、増加傾向にあり平成19年度現在で、路線全体で約5,300万円にのぼっている。

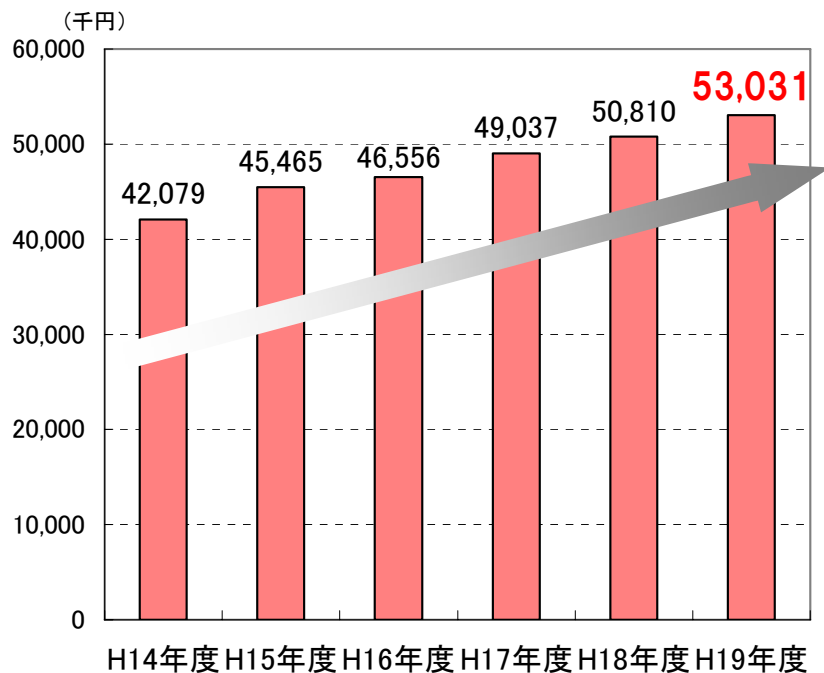


図4 路線バスに対する市補助額の推移

(3)その他の交通資源

タクシー

- 鳥栖市内を営業区域としている事業者は4社
- (株)鳥栖構内タクシーでは、ジャンボタクシーを2台保有、福祉タクシーも2台保有
(担当運転手10名がホームヘルパー資格を所持)

企業の送迎バス

- 4社の企業が独自に運行し、運行台数は計7台
- 4社のうち1社は自社所有、3社は運行委託

体の不自由な方や患者といった利用者のためのサービスのため、一般の方の混乗は難しい

福祉有償運送

- 社会福祉法人：2法人、特定非営利法人：1法人により運行
- 保有車両数は計15台、会員数計160人（うち鳥栖市民は37人）

医療機関の患者送迎

- 6施設で計28台の車両を保有
- 月の概算利用者数は2890人
- すべて直営で、運賃は無料
- ほとんどが「ドアツードア」で周辺自治体に居住する患者にも対応

1-3. 路線バスに対する市民の意識

(1) 路線バスの利用状況

- ・ 路線バス利用者は、1日平均1,181人
- ・ 路線バス利用者の3/4は、広域路線の利用
- ・ 特に高齢者の移動手段として日常生活を支えている

- ・ 一日あたりの利用者数は、市内線で274人、広域路線で907人と、1日あたり1,181人の生活の足となっている。
- ・ 利用者数の3/4は、広域路線の利用であり、市内線の利用は1/4に満たない。

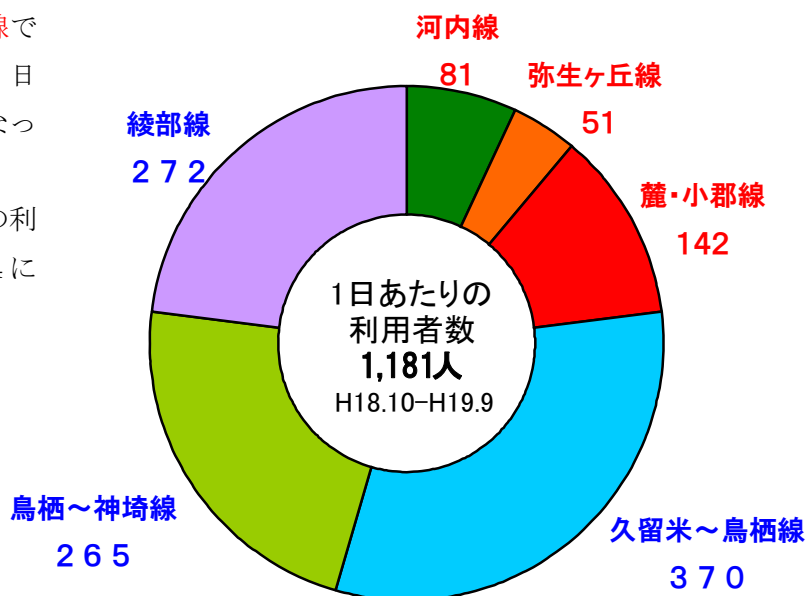


図5 路線バスの利用状況

- ・ なお生活拠点（病院、スーパー、郵便局、銀行など）での来訪者アンケートによるとバスを利用する人の3/4は、60歳以上の高齢者であり、路線バスが高齢者の移動手段としての役割を担っていることが見受けられる。

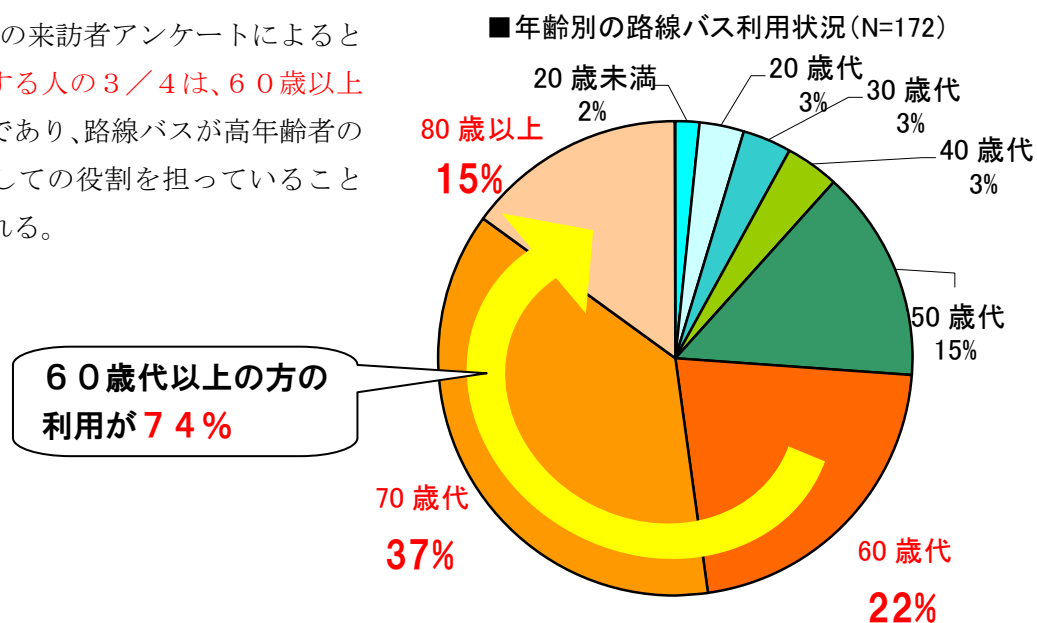
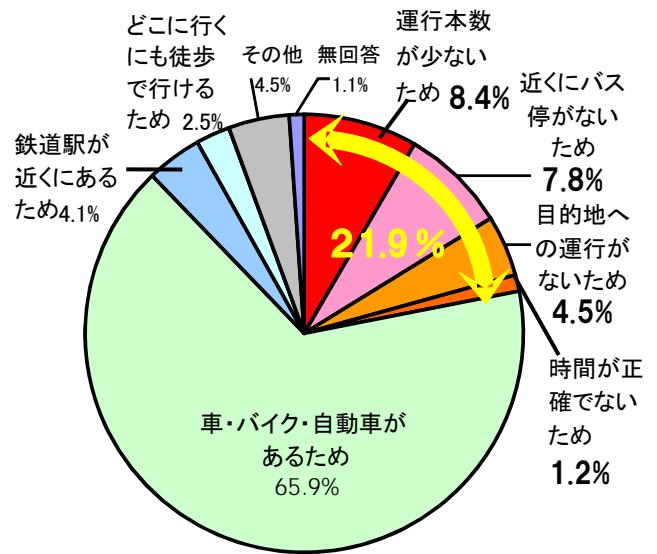


図6 年齢別にみた路線バス利用状況
(平成20年2月鳥栖市アンケート)

(2)バスを利用しない理由

バスを利用しない理由のうち「現在の路線バスに対する不満」に起因していると考えられる割合が約2割

- ・バスを利用しない理由は「車・バイク・自転車があり、バスを利用しないでいいから」が65.9%
- ・「近くにバス停はあるが、運行本数が少ない」が8.4%、「近くにバス停がない」が7.8%など、約2割は現在の路線バスに対する不満と考えられる。



(3)バスへの不満・要望・意見・認識

バスの運行本数、バス停までの距離に対する問題指摘のほか、「分かりにくさ」を指摘する声も多い

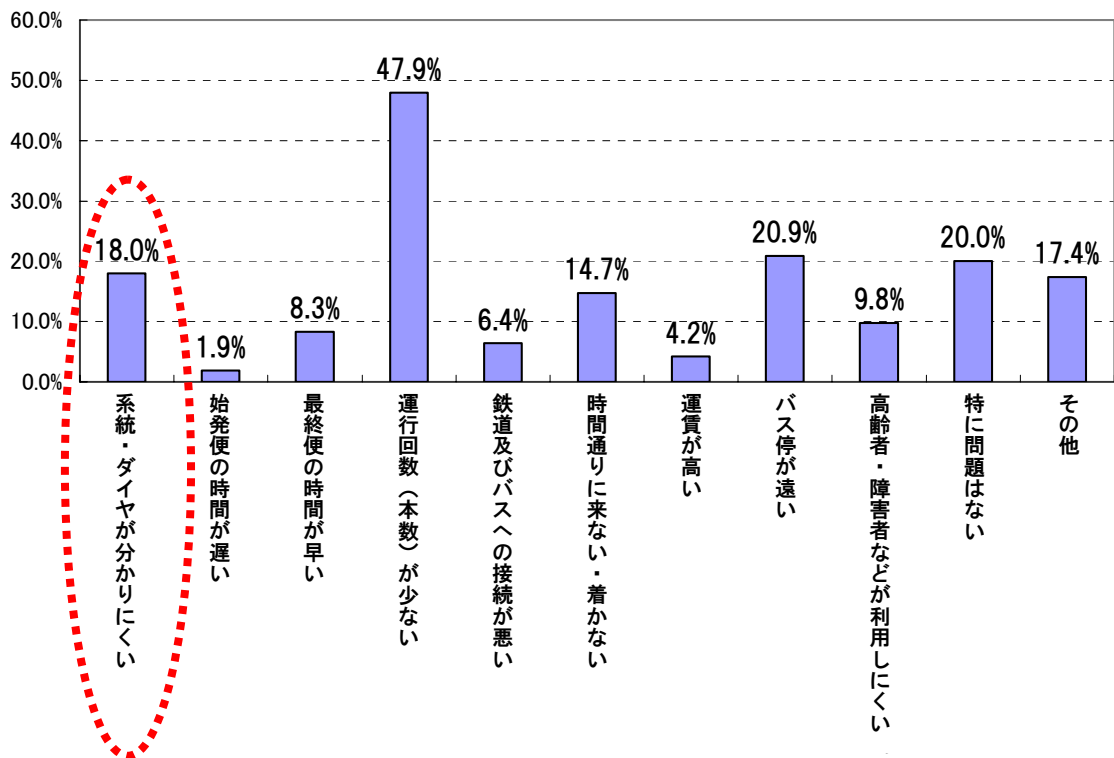


図8 運行状況について (N=685)

(4)今後の公共交通への期待

今後の公共交通に「期待する」と回答された方が全体の約2/3を占める。

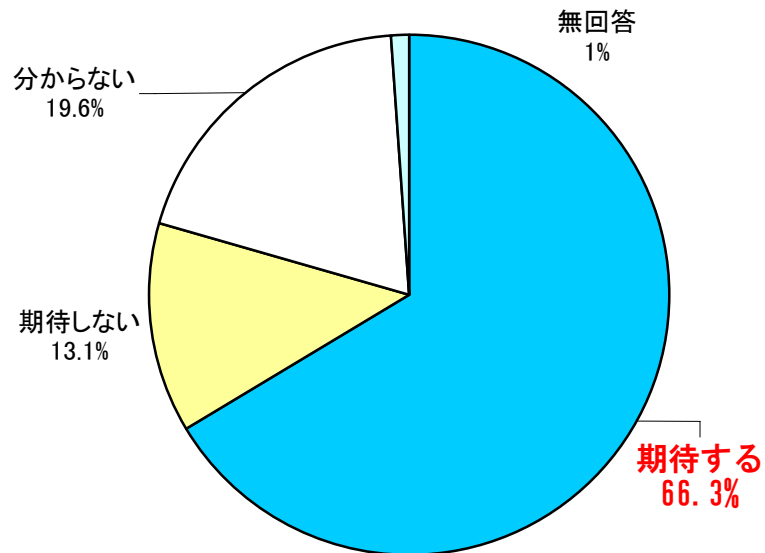


図9 今後の公共交通への期待 (N=685)

(5)今後の公共交通に期待する理由

「高齢者や子供などの車の運転ができない人も利用できるから」という回答が全体の8割以上を占めている

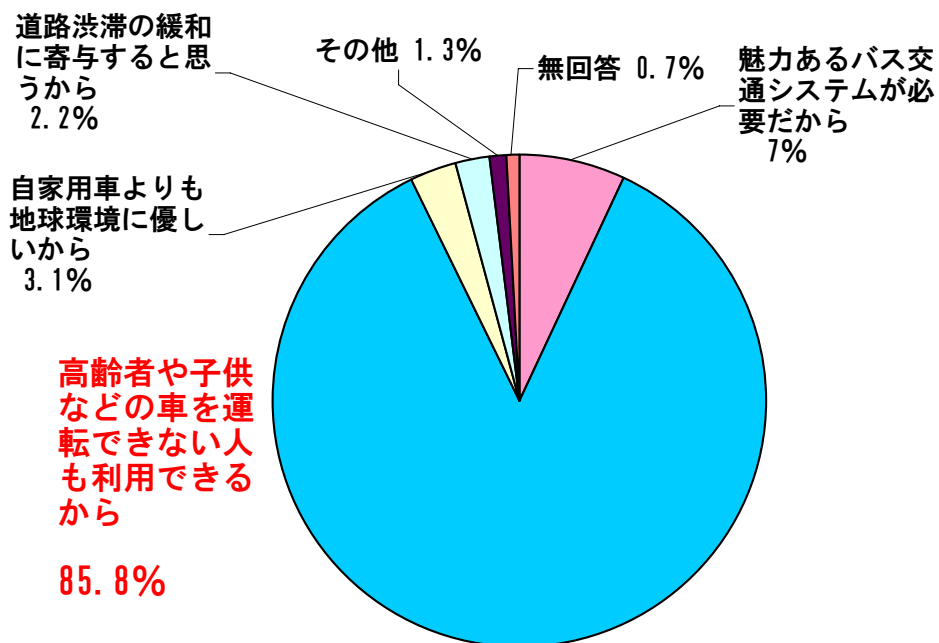


図10 今後の公共交通に期待する理由 (N=458)

2. 検討の方向性（案）

- 利用者数は減少傾向にあり、財政負担が大きいとはいえ路線バスは市民の生活の足、特に高齢者の移動手段を担っていることから、社会基盤として益々重要になってくるため、単なる路線廃止の議論はできない。
- 一方、公共交通が不便な地域に対する手当も考えなければならないものの、市の財政負担を考えると、安易にコミュニティバスを投入するのも現実的ではない。
- このような状況を勘案し、今後は市民の移動特性を十分に踏まえ、市民の合意形成のもと、交通資源を効率的に運用することで、持続可能な、そしてわかりやすく利用しやすい公共交通の実現を目指す。

【公共交通の現状と課題】

(1) 路線バスの現状

- ・鳥栖市内の路線バスは、市内3路線、広域3路線。

(2) 路線バスが抱える課題

- ・路線バスが不便な地域の存在。
- ・路線バス利用者は年々減少傾向にある。
- ・既存路線バスの利用者低迷と財政負担の増大。

【路線バスに対する市民の意識】

(1) 路線バスに対する市民の意識

- ・路線バスは、1日平均1,181人の生活の足となっている。
- ・路線バス利用者の3/4は、広域路線の利用である。
- ・特に高齢者の移動手段として市民の移動を支えている。

(2) バスを利用しない理由

- ・バスを利用しない理由が「現在の路線バスに対する不満」に起因していると考えられる割合が約2割ある。

(3) バスへの不満・要望・意見・認識

- ・バスの運行本数、バス停までの距離に対する問題指摘のほか、「分かりにくさ」を指摘する声も高い。

(4) 今後の公共交通への期待

- ・今後の公共交通に「期待する」と回答された方が全体の約2/3を占めている。

(5) 今後の公共交通に期待する理由

- ・「高齢者や子供などの車を運転できない人も利用できるから」という回答が全体の8割以上を占めている。

【検討の方向性】

◆単なる路線廃止の議論ではない！

- ・路線維持に対する市民の強い要望や財政負担の状況等を踏まえた検討が必要

◆単なる新規コミュニティバス投入の検討ではない！

- ・鳥栖市が有する既存の交通資源や使い勝手の良い新たな交通手段を望む市民の声等を踏まえた検討が必要

市民の移動特性を十分に踏まえ、市民の合意形成のもと交通資源を効率的に運用することで、持続可能な、わかりやすく利用しやすい公共交通の実現を目指す

必要な調査の実施

- ・既存バス利用実態調査
- ・市民アンケート調査

3. 既存バス利用実態調査

■調査対象／市内路線バス 6 路線

■調査時期／6 月中

■調査目的

既存路線バスについて、利用者が多い路線と少ない路線、多い時間帯少ない時間帯などを明確にするとともに、こういった目的（目的地）のために利用されているのか等を把握することで、既存利用者の利用継続や一層の利用促進の対策検討、さらには利用されていない部分の改善策の検討の基礎資料とする。

■調査項目

	設問	回答選択肢
1	利用時間	(※) ○時台
2	乗車バス停	(※) バス停一覧の中から選択
3	降車バス停	バス停一覧の中から選択
4	利用の目的は	通院、通学、通勤、買い物、・・・・・・帰宅
5	目的地	自由回答
6	利用頻度	毎日、週○回（月火水木金土日）、月○回
7	運賃の支払い方法	現金、バスカード、定期、フリーパス
8	改善要望 (最大 3 つまで)	①分かりやすい運行ルートにしてほしい。 ②バス停の位置を変更してほしい。増やしてほしい。 ③乗り降りがどこでもできるようなバスの運行をしてほしい。 ④時刻表を使いやすくしてほしい。見やすくしてほしい。 ⑤バス路線マップを作ってほしい。 ⑥バス停の施設（ベンチ等）を改善してほしい。 ⑦乗り降りしやすいように、低床バスの導入などを検討してほしい。 ⑧バス運賃よりも多少高くなってもいいから、乗合タクシーなども検討してほしい。 ⑨現在の路線バスに特に不満はない。
9	住所	町丁目一覧から選択
10	年齢	小学生、中学生、高校生、10代 20代 30代 ……75以上
11	性別	(※) 男女
12	その他	

4. 市民アンケート調査

■調査対象／鳥栖市民

■調査時期／7月中旬～8月上旬

■調査目的

需要の多い地区はどこか、どの時間帯に利用が見込めるか、どういう目的の利用が考えられるか、どこを結べば効果的か等の公共交通空白地区への対応と、既存のバスが利用されない要因など既存バスの利用促進を図るための基礎資料とする。

■調査項目

	設問		回答選択肢
1	住所		町丁目一覧から選択
2	年齢		10代 20代 30代 ……75以上
3	性別		(※) 男女
4	職業		学生、会社員、自営業・・・
5	運転免許		有（運転する、運転しない）、無、
6	自家用車等の所有		有 無
7	最寄りバス停		(※) バス停一覧の中から選択
8	定期的な移動 (複数)	目的	通院、買い物、通勤、通学・・・
		頻度	毎日、週〇回（月火水木金土日）
		時刻	〇時台
		行き先	自由（施設名）
		利用交通手段	路線バス、マイカー、自転車・・・
		交通費の支払い意志額	具体的に
		バス利用に変えることが可能か	可、不可
		なぜバスを利用しないのか	情報不足、ルート、ダイヤ、運賃
9	バスがなくて困っていること		自由
10	バスがなくて外出を控えた経験の有無		自由
11	現行のバスの改善や公共交通に望むこと (最大3つまで)	①分かりやすい運行ルートにしてほしい。 ②バス停位置を変更してほしい。増やしてほしい。 ③乗降りがどこでもできるようなバスの運行をしてほしい。 ④時刻表を使いやすくしてほしい。見やすくしてほしい。 ⑤バス路線マップを作してほしい。 ⑥バス停の施設（ベンチ等）を改善してほしい。 ⑦乗り降りしやすいように、低床バスの導入などを検討してほしい。 ⑧週に1回、2回でもいいから、バスの運行をしてほしい。 ⑨バスにこだわらず、バス運賃よりも多少高くなってでもいいから、乗合タクシーなども検討してほしい。 ⑩現在の路線バスに特に不満はない。	
12	その他		